

昭和四十九年九月環境庁告示第六十四号（環境庁長官が定める排水基準に係る検定方法を定める等の件）の一部を改正する件 新旧対照条文
 ○昭和四十九年九月環境庁告示第六十四号（環境庁長官が定める排水基準に係る検定方法を定める等の件）（抄）（傍線の部分は改正部分）

改 正	現 行
<p>二十五 ほう素及びその化合物 規格四十七に定める方法</p> <p>二十六 ふつ素及びその化合物 規格三十四・一若しくは三十四・二に定める方法又は規格三十四・一C）（注(6)第三文を除く。）に定める方法及び告示付表六に掲げる方法</p> <p>二十七～三十 (略)</p> <p>三十一 浮遊物質量 告示付表七に掲げる方法</p> <p>三十二～四十一 (略)</p>	<p>二十五 ほう素及びその化合物 規格四十七に定める方法又は告示付表七に掲げる方法</p> <p>二十六 ふつ素及びその化合物 規格三十四に定める方法又は規格三十四・一C）（注(6)第三文を除く。）に定める方法及び告示付表六に掲げる方法</p> <p>二十七～三十 (略)</p> <p>三十一 浮遊物質量 告示付表八に掲げる方法</p> <p>三十二～四十一 (略)</p>